

相続税を考える

基礎控除額 = 3000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

■ 10か月以内で納税

被相続人（亡くなられた人）から相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産にかかる基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税を申告する必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告と納税をおこなう必要があります。

■ 相続税が課される財産

1. 所有していた財産（土地、建物、有価証券、預貯金、現金など）
2. みなし相続財産
3. 相続時精算課税適用財産
4. 暦年課税適用財産

* 借入金や未払金、未納の税金などの債務と葬式費用は、控除できます。

■ 基礎控除を理解しよう

○ 「相続人」とは

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。

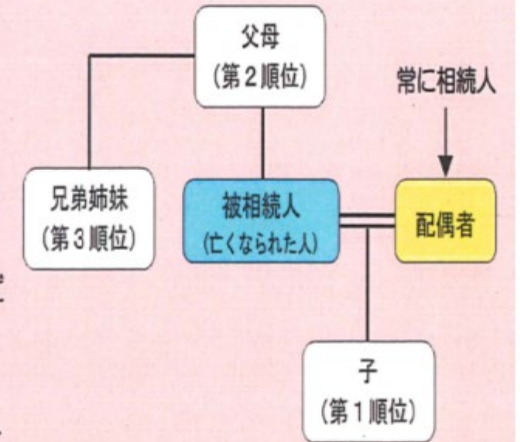
1 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

2 次の人は、次の順序で配偶者ととも相続人となります。

【第1順位】被相続人の子（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、孫（直系卑属）が相続人となります。）

【第2順位】被相続人に子や孫（直系卑属）がないときは、被相続人の父母（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人の祖父母（直系尊属）が相続人となります。）

【第3順位】被相続人に子や孫（直系卑属）も父母や祖父母（直系尊属）もないときは、被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人のおい、めい（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）

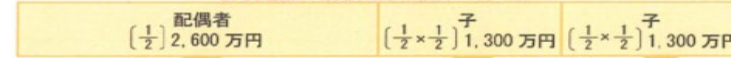


相続税の計算例

○ 財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が1億円で、配偶者が8,000万円、子2人が1,000万円ずつ相続した場合

$$\begin{array}{l} \text{(課税価格の合計額)} \\ 1 \text{ 億円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(基礎控除額)} \\ (3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人})) \end{array} = \begin{array}{l} \text{(課税遺産総額)} \\ 5,200 \text{ 万円} \end{array}$$

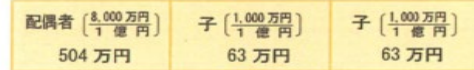
課税遺産総額を法定相続分であん分



(×税率) 340万円 (×税率) 145万円 (×税率) 145万円

相続税の総額 630万円

相続税の総額を実際の相続割合であん分



実際に納付する相続税

(あん分した税額から各種の税額控除*の額を差し引いた後の金額)



○ 相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

* この事例では「配偶者の税額軽減」のみ適用があったとして計算しています。